

令和5年度 第2回教育委員会 議事録

会議次第

- 日 時：令和5年5月1日（月）15時
- 場 所：東彼杵町総合会館 教育センター 小会議室
- 出席者：（教育委員）山口直登 （教育委員）橋本茂子
（教育委員）長下亜希 （教育委員）川原 悟
（教育長）粒崎秀人 （教育次長）岡田半二郎 （総務係長）遠岳祐二
- 欠席者：無し
- 教育長挨拶
- 議題

（1）議事録の承認について

（2）議案審議

議案第4号 東彼杵町学校運営協議会委員の委嘱について
議案第5号 教育委員会職員の復職発令の承認について

（3）協議事項

① 東彼杵町教育委員会要覧作成について

（4）報告事項

- ① いじめ防止対策推進法の規定による重大事案に関する経過について（報告）
- ② 学校訪問及び学校参観（教育週間）の予定期日について
- ③ 新学期開始時期における児童・生徒の出欠状況について
- ④ 4月行政報告について
- ⑤ 5月行事予定について
- ⑥ 新型コロナウィルス感染症対策ガイドライン改定について

（5）その他

・令和5年度長崎県市町教育委員会合同研修会の参加分科会について

会議記録（報告及び質問又は協議の要旨）

開会 14時30分

教育長挨拶

新年度の新学期が始まり4月中の学校行事等への参加へのお礼を述べ、また新学期始まりの子ども達の出欠状況や地域の見守り状況等を報告し、気になった事項等については学校への指導等を行った旨の挨拶を行う。

議題

（1）議事録の承認について

教育次長

先に送付していました4月3日開催令和5年度第1回定例教育委員会議事録については、特に、各教育委員からの修正等のご意見はあっておりません。
つきましては、配布した内容で、ご意見等が無ければ、ご承認をお願いします。

教育長及び教育委員全員

承認する。

（2）議案審議

教育長

これから議案の審議を行います。

議案第4号、東彼杵町学校運営協議会委員の委嘱についてを議題とし、審議を行います。

本案について、事務局から提案理由の説明を求めます。

教育次長

議案第4号、東彼杵町学校運営協議会委員の委嘱について説明します。

東彼杵町立小・中学校管理規則第18条の3第2項の規定に基づき、次の者を学校運営協議会の委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

委嘱する者の氏名ですが、議案書の委員名簿のとおり、千綿小学校14名、彼杵小学校18名、東彼杵中学校15名の方について、各校長から推薦があった者を記載しております。

提案の理由につきましては、各学校の学校運営協議会の委員について、令和5年4月1日から1年間の任期で委員を委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものです。

（名簿により委員候補者を読み上げ紹介する。）

以上の方々を各学校長から推薦を頂いております。以上で説明を終わります。

教育長

これから質疑を行います。ご質問等あればお願ひします。

教育長

中学校の2番の方については、青少年健全育成町民会議となっていますが、今は除いて承認することになりますか。

教育次長

町健全育成町民会議については、今年度の総会が未だ終わっておらず、現在、会の副会長としての選任と思われます。従いまして、新たな方が決定した中で、後任の方をまた改めてお願ひすることになります。

山口委員

彼杵小学校の18番と21番の方の教務主任とは違うものですか。

教育長

教務主任は一人ですので、学校運営協議会として何かの担当ではないでしょうか。
地域担当や地域連携等の役割があるのでないでしょうか。

教育次長

18番の方が教務主任ですので、21番の方につきましては確認を取り、後ほど報告をさせていただきます。

教育長

併せて、千綿小学校の13番の方については主任が漏れているようですので、また14番の方については教務としての関わりなのか確認をして下さい。

いずれも名前の間違いは無いと思われますので。

教育次長

合わせて確認して、後ほど報告を致します。

教育長

他にございませんか。

教育委員全員

質疑なし。

教育長

質疑なしと認めます。

ではこれから議案第4号、東彼杵町学校運営協議会委員の委嘱についての承認を求めます。

お諮りします。議案第4号、東彼杵町学校運営協議会委員の委嘱については、原案のとおり、承認することに異議ありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

異議なしと認めます。

従いまして、議案第4号、東彼杵町学校運営協議会委員の委嘱については、原案の通り承認することに決定いたします。

後日、委員の変更や新たに分かったところは、また改めて承認いただくということになります。

続いて、次に議案第5号、教育委員会職員の復職発令の承認についてを議題とし、審議を行いますが、議案の審議の前にお諮りします。

第5号議案は、人事案件であり個人情報を含みますので、会議を非公開とし、議事録に審議内容の詳細を記載することを省略してよろしいか伺います。

教育委員全員

異議無し。

教育長

第5号議案について、提案理由の説明を求めます。

教育次長

議案第5号、教育委員会職員の復職発令の承認について、地方公務員法第28条第2項第1号の規定による教育委員会の職員に対して、東彼杵町職員の分限及び効果に関する条例第3条第2項の規定により、復職を命ずる必要があるため、教育委員会の承認を求めるものです。

提案の理由ですが、地方公務員法第28条第2項第1号の規定に基づき、休職している教育委員会の職員より東彼杵町職員の分限及び効果に関する規則第8条第1項に基づく復職の申し出があったので、同規則同条第2項の規定によりその申し出について、教育委員会の承認を求めるものです。

(教育次長が資料により説明する。説明内容及び審議の詳細は省略)

教育長

これから、議案第5号、教育委員会職員の復職発令についての承認を求めます。お諮りします。

議案第5号、教育委員会職員の復職発令の承認について、審議のとおり、承認することに異議ありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

異議無しと認めます。

従いまして、議案第5号、教育委員会職員の復職発令の承認については、審議のとおり承認することに決定いたしました。以上で議案の審議を終わります。

(3) 協議事項

① 東彼杵町教育委員会要覧作成について

教育次長

教育委員会要覧について、令和5年度の内容になりますが令和4年度を基に朱書き修正しておりますので、冊子をもとに説明をさせて頂きます。

(教育次長が冊子資料をもとに説明を行う。)

以上が令和5年度の教育委員会要覧の修正内容等ですが、何かお気づきの点、確認等がありましたらお願ひします。

教育長

6ページに記載している小中一貫教育制度検討専任では、元千綿小学校校長先生に会計年度任用職員で仕事をお願しております、非常にボリュームが多い内容のため、専任で週3日5時間程度で行っていただくよう進めています。

4月は小中一貫教育制度についての基礎資料収集を行い、年間スケジュールを立ててもらっています。

今後の進捗状況を毎月又は2ヶ月1回たりでお知らせしながら、その間にモデル校などの先進地の視察もあるかなと思いますので、その都度報告をしていきたいと思っております。

続いて、社会教育については地域学校協働本部がありますが、そこをしっかりと立ち上げて学校運営協議会との連携をしながら学校と地域が協働で取り組む活動に力を入れることとしており、その間を繋ぐ方を地域コーディネーターと言いますが、今年度は地域コーディネーターの統括コーディネーターとして新たに1名をお願いし調整役をしていただくように考えております。

橋本委員

事業計画について、朱書き部分が令和5年度に新たに始まるものや、この3年間コロナ禍で出来なかつたものを復活したもののことでしょうか。

教育次長

はい、その通りです。

橋本委員

計画のイキイキ子ども教室とは、各学校から子ども達を募って、以前土曜日に開催されていた体験活動かと思いますが、昨年度も実施されていたようですが。

教育次長

昨年度は、4月当初はコロナの状況から未定で要覧には記載していませんでしたが、9月以降には落ち着いてきた状況でしたので9月以降から計画し実施しております。

橋本委員

ひがしそのぎくすのき未来塾とは、どの様なものでしょうか。

教育次長

この事業は中学生を対象として、放課後に子ども達に学習機会や場所を提供するといった計画をいたしており、新規の事業となります。

開設に向け色々な協力者の方を募りまして、学習指導等も実施していきたいと考えています。

また、これは地域学校協働本部での関連事業として取り組む事業になります。

その他、特にご質問等も無いようですので、この内容で作成をして、早速、関係者及び関係先に配布することに致します。

(4) 報告事項

① いじめ防止対策推進法の規定による重大事案に関する経過について（報告）

教育次長

資料により報告内容の説明を行う。なお、説明においては、個人情報を含むことから、議事録に説明及び質疑内容の詳細を記載することを省略することで、教育委員からの承認を得て進める。

（説明内容及び質疑内容等は省略）

② 学校訪問及び学校参観（教育週間）の予定期日について

教育次長

資料により、開催予定日を説明する。

- ・千綿小学校 10月4日（水）午前
- ・彼杵小学校 9月21日（木）午前
- ・東彼杵中学校 7月7日（金）午前

関連して、「長崎っ子の心を見つめる」教育週間について、次の日程をお知らせする。

- ・千綿小学校 6月25日（日）から7月2日（日）授業参観 6月28日（水）
- ・彼杵小学校 6月27日（日）から6月30日（金）授業参観 6月29日（木）
- ・東彼杵中学校 6月27日（日）から6月30日（金）授業参観 6月30日（金）

上記日程について、参加への日程調整をお願いし、実施内容等の詳細については、日程が近くなつてから改めて連絡することを伝える。

また、今年度の学校訪問実施要項として、学校訪問時に給食試食と給食指導参観を計画しております。

教育長

補足として、県教委の学校訪問ですが、これは指導になります。県義務教育課からの指導を受けるかどうかという学校からの申し出要請になります。

また県教委人事班同行というのは、要請には関係なく人事班が同行したいということでの別物になります。

山口委員

県教委から学校訪問の日程が出た場合には、この町教委の学校訪問の日程が変更になる可能性はありますか。

教育長

変更はありません。

この日程に合わせて要請するため、結果、県教委が合わないこともある。
あくまでも主体は町教委の学校訪問で、県教委が合わせてきて指導を行うことになります。

また、7月と10月については、月初めでもありますので、定例教育委員会も併せてという可能性もありますので、調整していきたいと思います。

③ 新学期開始時期における児童・生徒の出欠状況について
教育次長

新学期開始時期の長期休業明けの児童・生徒の出欠状況として、始業式より3日間の状況となり、病欠、事故欠、コロナ等による出席停止欠席の状況です。
(詳細を資料により説明。)

④ 4月行政報告について
教育次長

資料により、説明を行う。

⑤ 5月行事予定について
教育次長

資料により、説明を行う。

⑥ 新型コロナウィルス感染症対策ガイドライン改定について
教育次長

新型コロナウィルス感染症の5類移行に伴うガイドライン改定について、主な変更点を資料により説明を行う。

主な内容として、出席停止の見直しとして、7日から5日かつ軽快後1日まで。

濃厚接触者としての取扱いは無くなる。また感染流行時の風邪症状での出席停止も無しということになります。

なお、用心のための欠席は合理的な理由がある場合のみ出席停止扱いということで対応することになります。

またマスクの着用は求めないこととなります、スクールバスについては、一応着用を推奨するということで対応します。

この様な内容で見直しを行うこととしており、明日、臨時の校長会を開き、校長会のご意見等を聞きながら、正式に決定をしたいと思っています。

(4) その他

- 令和5年度長崎県市町教育委員会合同研修会の参加分科会について
分科会の割振りとして調整の結果、次のとおり決定した。

第1分科会 長下委員

第2分科会 山口委員

第3分科会 橋本委員

第4分科会 川原委員

○次回開催日の開催日程調整

次回定例教育委員会を令和5年6月1日(月)15時から開催することに決定する。

17時30分 閉会

議事録署名

令和5年6月9日

教育委員

橋本 茉子

教育長

粒崎 秀人